

土佐市と知財協力協定を締結（2012年1月16日）

2012年1月16日（月）、日本弁理士会（奥山尚一会長）は土佐市（板原啓文市長）との間で、全国で21番目となる「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定（有効期間：2012年1月16日～2014年3月31日）」を締結した。

調印式は土佐市内で行われ、板原市長と奥山会長が協定書にそれぞれ署名するとともに、同席した記者からの質問に答えた。



板原市長は「考え・工夫・応用できる人材づくりを目的とした『知的財産教育事業』、知的財産権に対する意識の醸成と向上を目的とした『知的財産創出事業』の両事業を基本施策とした『土佐市知的財産支援事業～土佐市を生きる知恵のまちに～』の実現に向けて、本協定に基づき、知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興を図っていききたい」との抱負を述べた。

また奥山会長は挨拶で「本協定の締結は大変喜ばしいこと。9,100名を超える会員を抱える当会は、土佐市の政策との連携を図りながら、知的財産の人材育成並びに地場産業の振興に協力し、土佐市が知的財産推進のトップランナーとなられるよう尽力する所存である」と述べた。



本協定の締結により、日本弁理士会から派遣される弁理士が各種施策の実施に関する助言・指導を行うこと、土佐市の実情に即した具体的かつ専門的な講演会などの講師や相談会の相談員を務めることが可能となり、より効果的な人材育成と普及啓発、知的財産を活用した新事業の創出などの促進が期待される。

